

改正

平成6年4月1日規則第34号

平成10年4月1日規則第27号

平成18年4月1日規則第29号

千歳市火葬場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市火葬場条例（昭和49年千歳市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び承認)

第2条 条例第4条第1項の規定により火葬場の使用（霊安室の使用を除く。）の承認を受けようとする者は、火葬場使用承認申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、火葬場使用承認書（第2号様式）を交付しなければならない。

第3条 条例第4条第1項の規定により、霊安室の使用の承認を受けようとする者は、火葬場（霊安室）使用承認申請書（第3号様式）により申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、火葬場（霊安室）使用承認書（第4号様式）を交付しなければならない。

第4条 条例第12条第2項において準用する条例第4条第1項の規定による動物の焼却施設の使用の承認を受けようとする者は、火葬場（動物焼却施設）使用承認申請書（第5号様式）により申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、火葬場（動物焼却施設）使用承認書（第6号様式）を交付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第6条第3項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 死体の火葬を行う者がいないとき、若しくは判明しないとき、又は市がその火葬を行うとき
全額免除

(2) 災害等による死者の火葬を市が行うとき 全額免除

2 使用料の減免を受けようとする者は、火葬場使用料減免申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第6条 条例第7条ただし書の規定により使用料を還付する場合の特別な理由及び還付額は、次に掲げるところによる。

（1） 使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなつたとき。 使用料の全額に相当する額

（2） 条例第8条第5号の規定により使用の承認を取り消したとき。 使用料の全額に相当する額

（副葬品の制限）

第7条 条例第10条の規則で定める物品は、次のとおりとする。

（1） スプレー、缶詰、乾電池等火葬時の火熱により破裂するおそれがあるもの

（2） ガラス製品、鉛製品等火葬時の火熱により溶解するおそれがあるもの

（3） 陶磁器、金物等火葬時の火熱では燃えないもの

（4） 本、衣類、寝具等火葬時の火熱では燃えにくいもの

（5） ダイヤモンド等の宝石類及び金、プラチナ等の貴金属類

（6） ドライアイス、もみ殻等機器の故障の原因になるおそれがあるもの

（7） その他火葬及び拾骨の障害になるものとして市長があらかじめ指定するもの

（ひつぎの大きさの制限）

第8条 ひつぎの大きさは、火葬炉の規格の範囲内としなければならない。

（使用者の遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1） 許可なく広告物、宣伝物等を掲示し、若しくは配布し、又は看板、立札等を設置しないこと。

（2） 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。

（3） 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為をしないこと。

（4） 建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがある行為をしないこと。

（5） 危険物を持ち込まないこと。

（6） 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(7) その他職員の指示に従うこと。

(指定管理者による管理)

第10条 条例第13条第1項の規定により指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合にあつては、第2条から第4条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 条例第16条第1項の規定により指定管理者に火葬場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させる場合の同条第4項に規定する減免の基準については、第5条第1項各号の規定を準用する。

3 条例第16条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合の同条第5項の規定による還付については、第6条各号の規定を準用する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、火葬場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第27号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の千歳市火葬場条例施行規則第2条の規定による申請又は許可に係る様式は、この規則の施行の際、現に使用し、かつ、印刷されているものに限り、この規則による改正前の千歳市火葬場条例施行規則第1号様式から第6号様式までの様式によることができる。

附 則（平成18年4月1日規則第29号）

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市霊園及び墓地条例施行規則の各規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式 (第2条関係)

第3号様式 (第3条関係)

第4号様式 (第3条関係)

第5号様式 (第4条関係)

第6号様式 (第4条関係)

第7号様式 (第5条関係)